

「都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案」について

平成20年10月23日
国土交通省

I. 概要

景気が弱まり、特に建設・不動産に係る資金繰りの悪化の度合いが増す中で、都市の再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを下支えするため、従前から緩和措置が講じられている地方部に加えて、大都市地域（※1）の一部（※2）の都市再生整備計画区域内において施行される都市開発事業について、民間事業者が民間都市再生整備事業計画の国土交通大臣の認定を申請することができる事業区域面積の最低規模を緩和することとする。

II. 内容

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第63条第1項の規定による民間都市再生整備事業計画の認定を申請することができる整備事業区域の面積の最低規模は、都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第13条の規定により原則0.5ha、大都市地域を除く区域の都市再生整備計画区域内において施行される都市開発事業については0.2haとされているが、景気が弱まり、特に建設・不動産に係る資金繰りの悪化の度合いが増す中で、都市の再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを下支えするため、大都市地域の一部の都市再生整備計画区域内において施行される都市開発事業については、民間事業者が民間都市再生整備事業計画の国土交通大臣の認定を申請することができる事業区域面積の最低規模を0.2haまで引き下げることとする。

※1 「大都市地域」とは、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等及び政令指定都市をいう。

※2 「大都市地域の一部」とは、三大都市圏の近郊整備地帯等及び政令指定都市をいう。